

福島県ベンチャー企業等総合支援事業の内容

1 スタートアップ支援事業

支援メニュー	支援対象者	助成対象経費	助成率	助成限度額
<p>新規性・市場性の高い技術及びアイデアをもとに、新製品・サービスなどの開発等を行い、起業化又は第2創業化を図るための支援です。</p> <p>【創業支援】 起業又は第2創業をしようとする方への支援</p>	<p>○事業分野 次のいずれかの業種に該当する事業が対象です。</p> <p>①製造業 ②情報通信業における情報サービス業 ③情報通信業における情報インターネット付随サービス業</p> <p>○対象者 福島県内において、新たに創業を目指す方（第2創業を含む）が対象となり、具体的には、次のいずれかに該当する者</p> <p>①創業者 当該年度(助成の交付を受けようとする年度)に創業しようとする20歳以上の県内在住の方</p> <p>②創業して3年以内の中小企業者(※)</p> <p>③第2創業者(既に事業を営んでいる中小企業者が、現在の事業分野から新たな事業分野(日本標準産業分類における異なる小分類)に進出しようとする場合)</p>	<p>①設備等の取得に要する経費(土地・建物の取得費を除く) 機械設備、車両、事務機器及び工具・器具等の購入費、産業財産権等の取得費</p> <p>②研究開発等に要する経費(営業のための仕入れ費、外注費、原材料費を除く) 研究開発費、教育訓練費、専門家に対する謝金及び旅費</p> <p>③一般管理に要する経費(人件費は従業員のみ、敷金、電話加入権取得費を除く) 人件費、土地・建物賃借料、事務消耗品費、通信運搬費、会議費、水道光熱費、広告宣伝費、旅費交通費、支払利息割引料、新聞図書費、支払運賃</p>	<p>対象経費の2分の1以内</p> <p>(なお、「福島県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」に該当する知事認定商品に係る計画については対象経費の3分の2以内)</p>	<p>上限：200万円</p> <p>理事長が必要かつ 適当と認める額 (予算の範囲内)</p>

2 販路開拓支援事業

支援メニュー	支援対象者	助成対象経費	助成率	助成限度額
<p>開発商品を販売促進するために、営業代行システムの構築や展示会出展など、次のような支援メニューがあります。</p> <p>【セールスレップ(販売先紹介人)】 首都圏での新規販売先を開拓するため、販売先紹介人を設置しようとしている方への支援</p> <p>【展示会出展】 国内外で開催される展示会へ出展しようとしている方への支援</p>	<p>○事業分野 次のいずれかの業種に該当する事業が対象です。</p> <p>①製造業 ②情報通信業における情報サービス業 ③情報通信業における情報インターネット付随サービス業</p> <p>○対象者 ①創業者(当該助成年度に創業しようとする20歳以上の県内在住の方) ②中小企業者(※)</p>	<p>【セールスレップ(販売先紹介人)】 謝金、旅費、委託費(民間団体にセールスレップに関する事業を委託する経費)</p> <p>【展示会出展】 出展小間料、小間装飾費</p>	<p>対象経費の2分の1以内</p> <p>(なお、「福島県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」に該当する知事認定商品に係る計画については対象経費の3分の2以内)</p>	<p>セールスレップ 上限：100万円</p> <p>展示会出展 上限：25万円</p> <p>理事長が必要かつ 適当と認める額 (予算の範囲内)</p>

※なお、支援対象者欄中の「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者。但し、次の場合は対象外となります。

(ア)1つの大企業者又はその役員から50%以上の出資を受けている者

(イ)大企業者又はその役員から100%の出資を受けている者